

2020年10月1日

吸収分割に関する事後開示事項

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号に定める事後開示書類)

所在地 愛知県名古屋市中区葵一丁目23番14号
会社名 株式会社プロトコーポレーション
代表取締役 神谷 健司 ⑩



所在地 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
会社名 株式会社イード
代表取締役 宮川 洋 ⑩



株式会社プロトコーポレーション（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社イード（以下「承継会社」といいます。）は、2020年8月25日付け吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2020年10月1日を吸収分割の効力発生日として、分割会社が展開する生活関連情報事業の一部であり、趣味・資格のスクール情報検索サイトを運営する「グースクール事業」（以下「分割対象事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号、会社法施行規則第189条及び第201条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2020年10月1日

2. 分割会社に関する事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第189条第2号イ）

本件分割は、会社法第784条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第784条の2の規定に基づく請求権は発生しませんので、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）

本件分割は、会社法第785条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法第785条の規定に定める手続は実施しておらず、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ハ）

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

分割会社は 2020 年 8 月 26 日付官報及び同日付で開始した電子公告において、同社の債権者に対し、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いました。同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はありませんでした。

3. 承継会社に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）

本件分割は、会社法第 796 条 2 項本文の要件を満たし、会社法第 796 条の 2 但書の規定により、承継会社の株主には承継会社に対する本件分割の差止請求権は認められませんので、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項本文の要件を満たし、会社法第 797 条第 1 項但書の規定により、承継会社の株主は、承継会社に対して株式の買取りを請求することはできませんので、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2020 年 8 月 26 日に官報公告及び電子公告の方法により債権者に対する公告を行いました。異議申述期間内に会社法第 799 条第 1 項の規定に基づいて異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件分割により承継会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日である 2020 年 10 月 1 日をもって、本件吸収分割契約の定めに従い、分割会社から分割対象事業に関する権利義務を承継しました。本件分割に際して、承継会社が分割会社から承継した資産の額は概算で金 10,367 千円であり、負債の額は概算で金 5,285 千円（概算値）です。

5. 本件分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2020 年 10 月 12 日（予定）

6. その他、本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上